

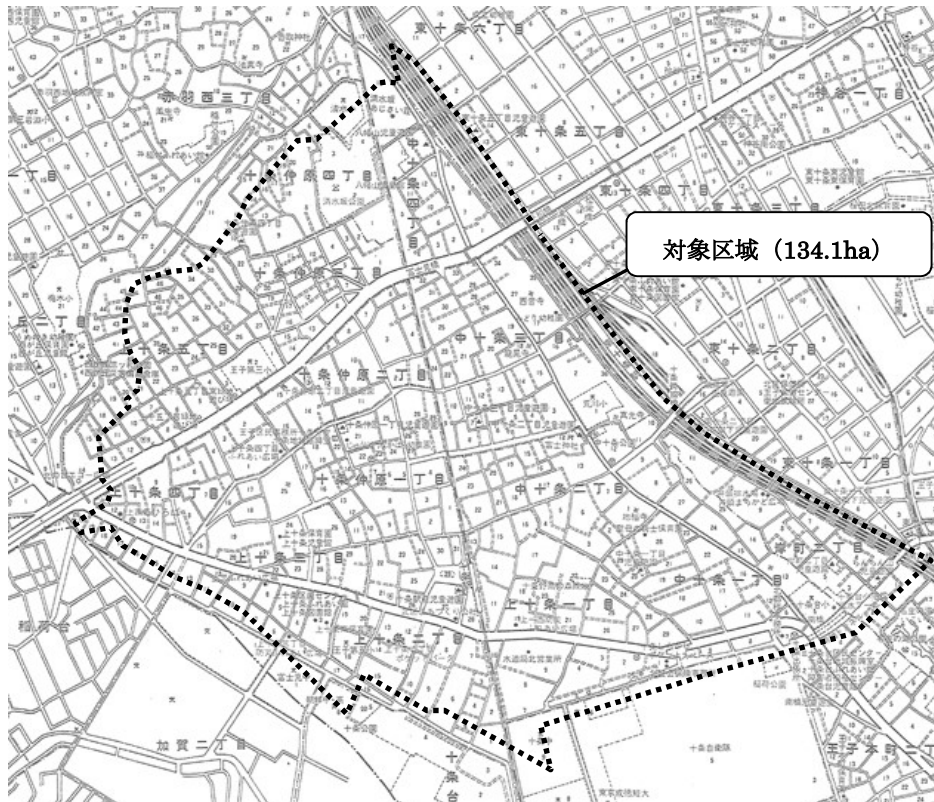
十条地区まちづくり全体協議会 会則

(名称)

第一条 この協議会は、「十条地区まちづくり全体協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

(目的)

第二条 協議会は、東京都策定の「防災都市づくり推進計画」（平成 28 年 3 月改定）で重点整備地域及び整備地域に位置づけられた【図 1】に示す約 134.1ha（以下「十条地区」という。）を対象区域とし、区域内に居住する住民ならびに関係者（以下「地元」という。）と北区（以下「区」という。）が、十条地区に存在する地元町会・自治会、商店街会、PTA等を中心に十条地区のまちづくりの方向性を協議することにより、相互に理解を深め、十条地区のまちづくりの円滑な推進に資することを目的とする。



【図 1】 十条地区まちづくり全体協議会の対象区域（134.1ha）

(協議結果の尊重)

第三条 前条の目的達成のため、地元及び区は十条地区のまちづくりの早期実現に努力し、協議結果については相互に尊重する。

(協議会の構成)

第四条 協議会は、十条地区に存在する地元町会・自治会、商店街会、PTA等を中心に運営し、地元及び区をもって構成する。

(協議会の機関)

第五条 協議会に次の機関をおく。

- 一 会長及び副会長
- 二 幹事会
- 三 ブロック部会
- 四 総会

(会長及び副会長)

第六条 協議会に会長及び副会長をおき、幹事会で幹事の互選により選出する。

- 2 会長は、協議会を統括し、協議会を招集して議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった時に職務を代行する。

(幹事会)

第七条 幹事会は、各ブロック部会の部会長及び副部会長と十条台地区連合町会及び十条地区町会連合会の各代表者（以下「幹事」という。）をもって構成する。

- 2 幹事会は、会長が招集し、必要に応じて参集の対象者を変えることができる。
- 3 幹事会は、次の各号に掲げる事項について協議する。
 - 一 協議会の運営に関する事項
 - 二 十条地区全体に関わるまちづくりの方向性に関する事項
 - 三 各ブロックのまちづくりに共通する課題に関する事項
 - 四 各ブロック部会間の連絡調整や情報提供等に関する事項
 - 五 各ブロック部会の統廃合、区域変更等に関する事項
- 4 幹事会は、区議会議員をオブザーバーとすることができる。
- 5 オブザーバーは幹事会の求めに応じて意見を述べることができる。

(ブロック部会)

第八条 ブロック部会は、町会・自治会、商店街会、PTA等の管轄エリア等を考慮した表1に示す5つのブロック部会の構成とし、それぞれのブロックの区域内に居住する住民ならびに関係者をもって構成する。

- 2 ブロック部会の部会役員は、原則として、【表1】に示す町会・自治会、商店街会、PTA等の各代表者が就任する。
- 3 ブロック部会の部会長及び副部会長は、部会役員から互選により選出する。
- 4 ブロック部会は、部会長が招集し、必要に応じて参集の対象者を変えることができる。
- 5 ブロック部会は、各ブロックのまちづくりの方向性ならびに実施中の事業に関する事項について協議する。
- 6 各ブロック部会に共通するまちづくりの方向性及び課題に関する事項を協議する場合は、各部会長が協議し、合同部会を開催することができる。

(総会)

第九条 総会は、十条地区の地元区域内に居住する住民ならびに関係者をもって構成する。

2 総会は、十条まちづくり全体協議会会長が招集する。

3 総会は、十条まちづくり全体協議会の発足ならびに解散に関する事項などについて協議する。

(事務局)

第十条 協議会の事務局は、北区まちづくり部十条まちづくり担当課とする。

(会則の変更)

第十一条 本会則は、幹事会で変更することができる。

(付則)

この会則は、平成 17 年 8 月 29 日から施行する。

(付則)

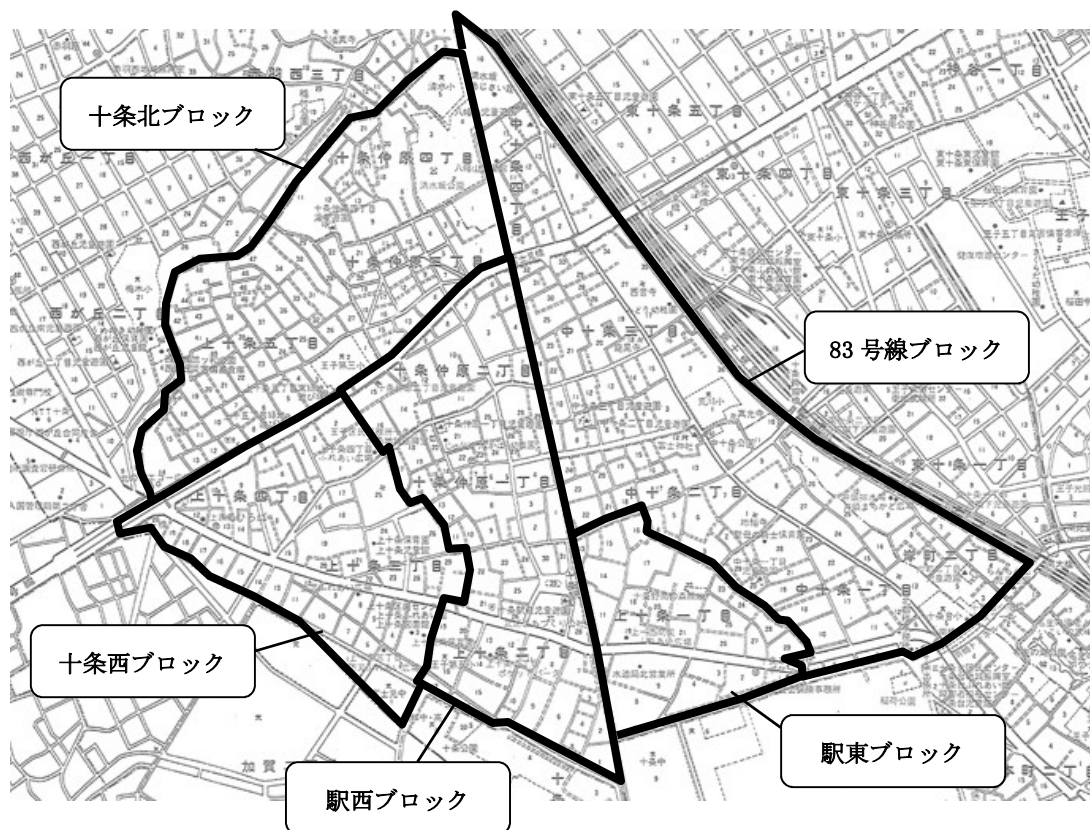
改正後の会則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(付則)

改正後の会則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(付則)

改正後の会則は、令和元年 7 月 24 日から施行する

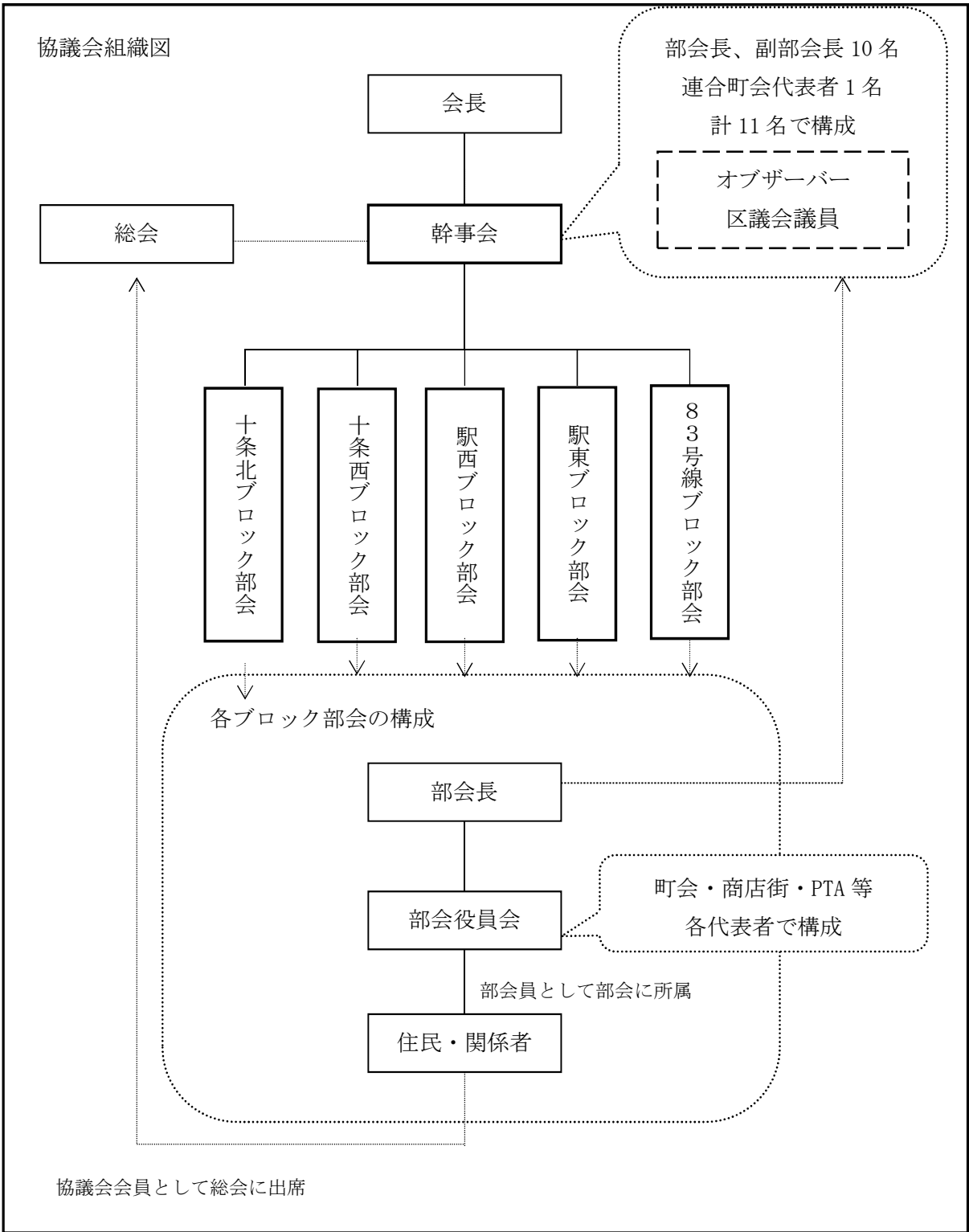


(参考図) 各ブロック部会の対象区域

【表1】 ブロック部会と町会・商店街等の管轄エリア

ブロック部会	町会・自治会	商店街会	PTA等
83号線ブロック部会	中十条一丁目町会 中十条一丁目町会 中十条二丁目町会 中十条三丁目町会 中十条三・四丁目町会 岸町二丁目町会		十条台小学校 荒川小学校 富士講
駅東ブロック部会	上十条一丁目東町会 上十条一丁目西町会 上十条自治会	十条中央商店街振興組合	東京成徳短期大学 十条富士見中学校 (十条台小学校) (荒川小学校)
駅西ブロック部会	上十条二丁目町会 十条仲原一丁目町会 十条仲原二・四丁目町会	十条銀座商店街振興組合 十条仲通り商店会 いちよう通り十条駅西口商店会 十條富士見銀座商店街振興組合	王子第五小学校 東京家政大学 (十条富士見中学校)
十条西ブロック部会	上十条三丁目町会 上十条四丁目町会		帝京大学
十条北ブロック部会	上十条五丁目町会 十条仲原二・四丁目町会 十条仲原三丁目町会	十條富士見銀座商店街振興組合	王子第三小学校 西が丘小学校

※ () 内の学校 PTA については必要に応じて各ブロック部会へ出席



十条地区まちづくり全体協議会組織図